

総基料第78号  
平成14年4月1日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長  
鍋 倉 真

### 光信号電気信号変換機能の取扱いについて

標記に関しては、平成14年3月27日に情報通信審議会から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（総務省令の改正を受けた基本的な接続機能の追加等）」の諮問に対する答申において、別添のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

#### 記

- 1 貴社が貴社の通信用建物内の光信号電気信号変換装置を更改する場合における情報の開示については、接続事業者が宅内の光信号電気信号変換装置を計画的に調達可能とするよう、貴社において、情報の開示の具体的な時期について検討を行い、平成14年4月末までに総務省に報告を行うこと
- 2 光信号電気信号変換装置に関する標準的接続期間については、貴社においてまずは現在の接続約款の規定内容の中で極力短縮を行う運用を行った上で、平成14年9月末までにその状況を報告するとともに、併せて、他の電気通信事業者の意見も参考にしつつ標準的期間を必要に応じて場合分けを行った上で短縮する等の方策について検討を行い、報告を行うこと

(答 申)

平成14年2月15日付け諮問第1060号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

(1) (略)

(2) NTT東日本・西日本に対して次の措置を講じるよう求めるこ

- ③ 局内のメディアコンバータを更改する場合の情報の開示については、接続事業者が宅内のメディアコンバータを計画的に調達可能とするよう、情報の開示の具体的な時期について検討を行い、平成14年4月末までに総務省に報告を行うこと（考え方5）
  
- ④ メディアコンバータに関する標準的接続期間について、まずは今回の申請に係る期間の中で極力短縮を行う運用を行った上で、平成14年9月末までにその状況を総務省に報告すると共に、併せて、接続事業者の意見も参考にしつつ標準的接続期間を必要に応じて場合分けを行った上で短縮する等の方策について検討を行い、報告を行うこと（考え方7）